

相談支援部会グループのまとめ

グループ	Dグループ：移動・外出		
メンバー	金刺（よりみち）、坂井（カタツムリ相談室）、前木（すぎコ）、相見（朝焼け）、荒井（スギコーケアセンター）、細貝（キラキラステーション）、高橋（相談支援事業所ういる）、寺西・杉山（すまいる荻窪）、石原（荻窪福祉事務所）、中村（杉並区役所）		
日時	内容（事例検討、見学等）	日時	内容（事例検討、見学等）
5月29日 （月）	自己紹介／今期の課題	10月16日 （月）	移動支援事業書から移動支援事業の話聞くことに。
7月3日 （月）	イベントの洗い出し	12月13日 （水）	「移動支援事業について」 移動支援事業所2所
9月5日 （火）	「移動支援事業の説明」 杉並区障害者施策課	1月22日 （月）	まとめ
活動内容・検討内容			
<p>移動支援制度の問題点・課題については、地ネットも相談事業所も現場レベルでは共通した認識がある。制度設計（要綱等）が変わらない限り、問題は解決しない。</p> <p>主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回目 杉並区障害者施策課移動支援担当者からの説明会 区の考えを報告していただき、事前に提出していた質問に対する回答を頂いた。 従来通りの報告であり、従来通りの回答を受けた。 ・5回目 移動支援事業の現状（ひゅーまんネット、ソレイユ） 相談支援事業を行っている事業所とそうでない事業所2所からお話を伺った。相談支援事業併設は大きなファクターだと考えて、この2所からお話を伺ったが、実際は、組織形態（株式会社と社会福祉法人）の違いから、職員構成（常勤・非常勤）や対象者（重度か軽度か）が異なることが分かった。また区内83か所ある移動支援事業所をひとくくりにできないこともわかった。 			
結論・残された課題など			
<p><u>現状の問題点（障害者施策課に事前に提出した問題点）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所施設の送迎に利用できない。 本人と家族の高齢化に伴い、介護負担を軽減する必要がある。 本人の社会参加。仕事帰りや短期入所の帰り道に遊びに行けることは重要な権利。 ・通所送迎支援が30分限定。 本人特性（特に児童）や自宅の場所などから、30分では目的地まで到着できないケースがある。一律30分という支給ではなく、個々の生活実態を丁寧に見て支給決定してほしい。 			

- ・軽度の方の報酬単価が安すぎる。
- ・消費税アップや物価の上昇があったのに、報酬単価が変わらない。
- ・中途視覚障害者の生活訓練施設への通所を認めない。

中途視覚障害者が社会参加するための第一歩は、ADL 獲得です。その第一歩を踏み出す前に、自力で通所できない人には訓練施設通所を認められません。他の長期的な通所（B型など）とは違い、期間は最長でも18ヶ月です。

- ・特例的な通所の移動支援。

訓練をして単独で通える可能性のあるものに一定期間認めることになっています。移動支援を支える事業所は、利用者の安全な移動を確保することが役割ですので、訓練能力はありません。もし、移動支援事業所が訓練（例えば、利用者の5m程度後方で見守る）中に事故が生じた場合の責任はどこにあるのでしょうか？

- ・「移動支援に関する 要綱、ガイドライン、Q&A」の関係

一般的には、要綱の運用を分かりやすく解説したものがガイドラインであり、そのガイドラインを補完するものがQ&Aであると認識しています。よって、Q&Aはなくても支障はないもの。

要綱では、精神障害者が対象との記述があります。一方、Q&Aでは、他の障害（3パターン）を併せ持った精神障害者が対象となっています。要綱の運営上の解説となるQ&Aが、要綱に書かれていないことを追記することはおかしいのではないですか？

来年度にむけて

今回の福祉計画に移動支援事業を見直すことが謳われている。また、移動支援事業者登録をしていても稼働していない事業者が多数あると思われる。

- ・課題の共通認識をし、粘り強くその課題を部会に投げかけていく。
- ・移動支援事業者登録をしている区内約80の事業所に対して、移動支援事業についてアンケートを実施し、相談支援事業所として情報を獲得するとともに、移動支援事業所に対して改めて移動支援事業に関わっていただくため周知する。